

大分県ドローン協議会規約

■ 第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この会は、大分県ドローン協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(英語表記：Oita Drone Association 略称:ODA)

(目的)

第 2 条 協議会は、意欲のある県内ドローン関連企業を支援し、ドローン産業を本県における新たな成長分野として育成することを目的とする。

(事業)

第 3 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 ビジネスチャンスの研究支援に関すること
- 二 技術の普及・啓発及び人材の育成に関すること
- 三 機材開発、用途開発及びサービス開発の支援に関すること
- 四 情報収集、会員交流及び他機関との連携に関すること
- 五 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な業務を行うこと

■ 第 2 章 役 員

(役員及び定数)

第 4 条 協議会に、次の役員を置く。

- 一 会 長 1 人
- 二 副会長 3 人
- 三 監 事 2 人

2 役員は、総会において選任する。ただし、副会長のうち 1 人は、大分県産業科学技術センター長の職にある者をもって充てる。

(役員 の 職務)

第 5 条 会長は、協議会を代表し、業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 監事は、少なくとも毎年 1 回、会計の監査を行い、その結果を総会に報告しなければならない。

(任期)

第 6 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(報酬)

第7条 役員は、無報酬とする。

■ 第3章 会員及び総会

(会員)

第8条 協議会の事業を円滑に行うため、協議会の目的に賛同する県内の法人及び個人とする。

2 前項に定めるもののほか、会員に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(総会の種類)

第9条 総会は、これを定時総会と臨時総会に分ける。

(総会の開催及び招集)

第10条 定時総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の事由により開催する。

- 一 会長が必要と認めたとき
- 二 会員の4分の1以上の請求があったとき

3 総会は、会長が招集する。

(議長)

第11条 総会の議長は、会長をもって充てる。

(議決事項)

第12条 総会においては、次に掲げる事項を議決する。

- 一 事業計画及び収支予算
- 二 事業報告及び収支決算
- 三 規約の制定及び変更
- 四 解散及び残余財産の処分
- 五 その他会長が特に必要と認める事項

(定足数及び議決)

第13条 総会は、会員の過半数の出席により成立する。

2 議事は、出席会員の過半数をもって決し、賛否同数のときは、議長がこれを決する。ただし、前条第4号に係る議事は、会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

3 会員は、書面若しくは電磁的方法又は代理人をもって議決権を行使することができる。代理人が出席する場合、代理人は予め代理権を証明する書面を議長に提出しなければならない。

■ 第4章 企画委員会

(企画委員会の設置)

第14条 協議会の目指すべき新たな取組等について企画・検討するとともに、協議会の円滑な運営を行うため、企画委員会を置く。

- 2 企画委員会の委員は、会員又は会員が所属する者の中から会長が選任し、委嘱する。
- 3 企画委員会の委員長は、委員の互選により定める。
- 4 企画委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - 一 総会の議案の作成に関すること
 - 二 総会が議決した事業計画及び収支予算に基づき、具体的な事業の実施に関すること
 - 三 その他協議会の運営に関し必要なこと
- 5 企画委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(任期)

第15条 企画委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

■ 第5章 協力会員

(協力会員)

- 第16条 協力会員は、本会の趣旨に賛同する大学等とする。
- 2 協力会員は、本会の活動に対して、助言・協力をすることができる。

■ 第6章 秘密保持

(秘密保持)

第17条 役員、会員、協力会員は、協議会の活動において知り得た企業秘密に係る情報を相互に尊重しなければならない。

■ 第7章 事業費及び会計

(収入)

- 第18条 協議会の事業費は、次に掲げる収入をもって充てる。
- 一 負担金
 - 二 補助金
 - 三 会費
 - 四 その他の収入

(事業費の管理)

第19条 協議会の事業費は会長が管理する。

(会費)

- 第20条 協議会の事業費として、会員から年会費を徴収する。
- 2 年会費の額は、会員1万円、協力会員は無料とする。
 - 3 会費は、毎年度の総会後に、また、年度途中に入会するものにあつては入会の際に徴する。
 - 4 その他、特別な活動に要する経費は、別途、徴する場合があるものとする。

(会計年度)

第 21 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日末までとする。

2 会計文書の取り扱いについては、県の規定に準ずるものとする。

(暫定事業計画及び収支予算)

第 21 条の 2 第 12 条の規定により、当該年度の事業計画及び収支予算について、総会の議決を得るまでの間は、企画委員会の議決により暫定事業計画及び収支予算を定めることができる。

2 前項の暫定事業計画及び収支予算は、当該年度の事業計画及び収支予算が成立したときは、その効力を失うものとし、その暫定予算に基づく支出は、当該年度の収支予算に基づく支出とみなす。

■ 第 8 章 事務局

(事務局)

第 22 条 協議会の事務局は、大分県商工観光労働部新産業振興室に置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

(職務)

第 23 条 事務局長は、会長の命を受け、事務を処理する。

2 職員は、上司の指揮を受け、事務を処理する。

3 事務の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

■ 第 9 章 補 則

(委任)

第 24 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

■ 附 則

この規約は、平成 29 年度の事業から適用する。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成 30 年 6 月 21 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 4 年 6 月 29 日から施行する。